

ご長寿をお祝い 敬老のつどい 手話

☎市、三鷹市社会福祉協議会 ☎同協議会 ☎0422-46-1108

77歳以上(9月16日現在)の方を招待し、皆様のご長寿をお祝いします。来場者には、記念品(紅白まんじゅう)を贈呈します。

開催日	開場時間	対象
9月17日(土)	午前9時30分	牟礼、井口の方
	正午	下連雀(1~6丁目)の方
	午後2時30分	井の頭、深大寺、下連雀(7~9丁目)の方
9月18日(日)	午前9時30分	上連雀の方
	正午	中原、大沢の方
	午後2時30分	北野、新川、野崎の方

☎ 三鷹市公会堂光のホール ☎ 招待状(はがき)を持参して当日会場へ
※悪天候、新型コロナウイルス感染症の影響により中止する場合があります。
※招待状(はがき)が9月8日(木)を過ぎても届かない場合や、車いすで来場予定の方は同協議会へご連絡ください。

※水分補給以外の飲食はできません(飲食スペースはありません)。

◆プログラム 式典、演芸「漫才 U字工事」、模擬店(土産物など)、相談コーナー(地域包括支援センターほか)

高齢者スマートフォン相談会

敬老のつどいに参加される際に、お立ち寄りください。

☎ 9月17・18日午前9時30分~午後4時30分

☎ 市役所1階市民ホール

☎ 当日会場 ☎ 高齢者支援課 ☎0422-29-9272

※混雑時には受け付けを制限する場合があります。



後期高齢者医療制度のお知らせ

☎ 保険課 ☎0422-29-9219

●10月1日から保険証が変わります

現在お使いの保険証(藤色)の有効期限は9月30日(金)です。10月1日(土)から利用できる新しい保険証(水色)を9月9日(金)以降に簡易書留で送付します。
※藤色の保険証は9月中は破棄しないでください。

●10月1日から自己負担割合が「1割」「2割」「3割」の3区分になります

これまで1割負担だった方のうち、次の①②の両方に当てはまる場合は2割負担になります。3割負担の方の基準は変わりません。

- ①同じ世帯の被保険者の中に、住民税課税所得が28万円以上145万円未満の方がいる
- ②「年金収入」と「その他の合計所得金額」の合計額が、被保険者が1人の場合は200万円以上(2人以上の場合は320万円以上)

●3割負担の方でも前年度の収入によっては1割または2割負担になります

下記の条件に該当する方には、今年度から申請不要で1割または2割負担の保険証を送付します。市で該当を確認できず、申請が必要と思われる方には申請書を送付しています。

- 世帯内の被保険者が1人の場合は、収入額が383万円未満。ただし、同一世帯でほかの健康保険制度加入者(70~74歳)がいる場合は、被保険者との収入合計金額が520万円未満
- 世帯内の被保険者が2人以上の場合は、被保険者全員の収入合計額が520万円未満

「障がい者等の生活と福祉実態調査」を実施します

☎ 障がい者支援課 ☎0422-29-9232

『三鷹市障がい者(児)計画』の策定と今後の福祉サービスの向上に役立てるため、福祉サービスの利用や生活の状況などに関する調査を実施します。調査票が届いた方は、回答へのご協力をお願いします。

◆対象

①障がい者(児)調査(65歳未満の方)

障害者手帳をお持ちの方、自立支援医療(精神通院)・難病医療費助成を受給している方(18~64歳の方は半数を無作為抽出)

②高齢障がい者調査(65歳以上の方)

視覚および聴覚障がい1・2級の方、愛の手帳・精神障害者手帳をお持ちの方(64歳までに手帳を取得した方。精神障害者手帳をお持ちの方は半数を無作為抽出)

③医療的ケア者(児)調査

医療的ケアを必要としている方

◆調査時期・方法 9月中旬~10月に調査票を郵送

マチコエ 防災マルシェでアンケートを行います

☎ 参加と協働推進室 ☎0422-70-4033

(午前9時~午後8時30分(月曜日を除く。土・日曜日は5時まで))

市民参加でまちづくり協議会(愛称:マチコエ)のメンバーが、みたか防災マルシェ2022(1面参照)に出展してアンケートを実施します。回答した方には、先着で記念品をプレゼントします。

☎ 9月10日(土)午後1時~4時・11日(日)午前10時~正午

☎ SUBARU総合スポーツセンター

実施するアンケート

- 歩道や車道で「不安だ」「危険だ」と感じる点を教えてください
- 防災無線が聞こえるかどうかを地図上にシールを貼って教えてください

マチコエとは 公募で集まった市民ボランティアのメンバーが、市民の皆さんの声を集めて話し合い、まちづくりのアイデアを市に提案します。詳しくはマチコエホームページ [HP](https://mitaka-machikoe.com/) <https://mitaka-machikoe.com/>をご覧ください。



申請期限は9月30日(金)(消印有効)

令和4年度から住民税非課税になった世帯などへの臨時特別給付金

☎ 三鷹市臨時特別給付金コールセンター ☎0422-29-9617 (平日午前9時~午後5時)

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、生活や暮らしを支援するため、1世帯当たり10万円を給付しています。

◆対象世帯

①住民税非課税世帯

基準日(4年6月1日)に三鷹市に住民登録がある、3年度は住民税課税世帯で、4年度から世帯全員が住民税非課税になった世帯(対象と思われる世帯の世帯主宛てに、7月1日に確認書などを送付済み)

②家計急変世帯

同感染症の影響で4年1月以降の家計が急変し、世帯員それぞれの4年1~9月の任意の1カ月の収入または所得を12倍し、合計した金額が住民税非課税相当になる世帯

◆申請方法

①送付している確認書に必要事項を記入し、返送してください。

②申請が必要です。詳しくは市ホームページでご確認ください。

※①②の重複受給は不可。3年度に同給付金を受給済みの世帯は対象外です。また、世帯の全員が住民税を課税されているほかの親族などの扶養を受けている場合も対象外です。



三鷹市中小企業等特別給付金

☎ 生活経済課(第二庁舎2階) ☎0422-24-6241

新型コロナウイルス感染症の影響により売り上げが減少している市内事業者を支援するため、特別給付金を給付します。

◆対象者 令和3年12月31日以前から申請日現在まで、引き続き市内に事業所を有する中小企業等で、市が定める事業収入等の減少要件を満たす者

◆給付額 1事業者当たり上限10万円(事業収入等の減少額が10万円未満の場合はその額)

☎ 10月31日(月)(必着)までに必要書類を「〒181-8555生活経済課」へ

※事業収入等の減少要件や申請書類など、詳しくは市ホームページ(右記二次元コード)をご確認ください。

※申請書は同課、市政窓口、三鷹商工会(下連雀3-37-15)でも配布しています。



スマホでも市税などの納付ができます

☎ 納税課 ☎0422-29-9211

4月1日以降に発行された納付書から、スマートフォンアプリを利用してバーコードを読み取るだけで、キャッシュレスで市税などの納付ができるようになりました。詳しくは市ホームページ(右記二次元コード)またはお手元の納付書をご確認ください。

◆利用できるアプリ決済サービス

PayB、LINE Pay請求書支払い、PayPay請求書支払い、楽天銀行コンビニ支払サービス、銀行Pay(ゆうちょ Payなど)、au PAY(請求書支払い)、J-Coin請求書支払い、d払い請求書支払い、FamiPay請求書支払い

